申告の手続

さい。(事業所構内のみ走行する場 また、公道走行の有無にかかわらず、 きは、名義変更の申告が必要です。 税の対象となりますのでご注意くだ 下表の要件を満たすものは軽自動車 亡により、新たに所有者となったと 合も軽自動車税の対象となります。) なお、所有していた方の転出や死 バープレート)の交付を受けてくだ

ている方は、

申告の上、標識

チン

自動車税の対象となります。 型特殊自動車に該当するものは、 ルローダーなどの建設用自動車で小

所有し

ター・コンバインなどの農耕作業用

フォークリフト・ショベ

用

芸置を備えた農耕

トラク

小型特殊自動車(軽自動車税の対象)

以内に申告してください。

合は、15日以内に申告してください

取得や申告内容に変更が生じた場

廃車または譲渡した場合は、

30

申告場所・お問い合わせ

市民税係

または、各支所・行政サービスセ

ンター税務窓口

区分	長さ	幅	高さ	最高速度	税率
農耕作業用自動車		_	_	35 km/h 未満	2,400 円
上記以外のもの	4.7 m以下	1.7 m以下	2.8 m以下	15 km/h 以下	5,900円

申告に必要なもの

事由	必要なもの		
販売店から購入したとき	印鑑、車名や車台番号などが記載された書類		
廃車済みのものを譲り受けたとき	印鑑、廃車受付証		
他市町村から転入したとき	印鑑、廃車受付証(未廃車の場合はナンバープレートと標識交付証明書)		
市内の人に譲渡した(された)とき	新・旧所有者の印鑑、標識交付証明書		
市外の人に譲渡するとき	印鑑、ナンバープレート、標識交付証明書		
他市町村へ転出するとき			

心配ごと相談日(11/15~12/15)

生活のさまざまな心配ごとや困りごとを 気軽に相談できる窓口を開設しています。 お住まいの地区以外での相談もできます ので、ぜひご利用ください。相談は無料で 予約は不要です。直接、相談日にお越しく ださい。秘密は守られます。

事業に関するお問い合わせ

佐渡市社会福祉協議会本所

☎81−1155

※こちらの電話ではご相談は受付けていません。 相談を希望される方は、直接会場にお越しくだ さい。

地	区	相談日時間		会場	
両	津	11月23日(水) 12月 2日(金) 12月13日(火)	13:00~16:00	両津福祉センター しゃくなげ	
柘	相川	11月15日伙 11月22日伙	9:00~12:00	ワイドブルーあいかわ	
相		12月 3日仕) 12月10日仕)	9.00* - 12.00		
新	穂	12月 5日(月)		新穂行政サービスセンター	
畑	野	11月25日金	9:00~12:00	畑野農村環境改善センター	
真	野	12月 6日火		真野老人福祉センター寿楽荘	
ZZ	茂	12月14日(水)	12.20 - 16.20	羽茂農村環境改善センター	
赤	泊	11月16日(水)	13:30~16:30	赤泊福祉保健センターやすらぎ	